

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第42期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社ナナオ
【英訳名】	EIZO NANA O CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 実盛 祥隆
【本店の所在の場所】	石川県白山市下柏野町153番地
【電話番号】	076（275）4121
【事務連絡者氏名】	執行役員 総務・経理担当 経理部長 出南 一彦
【最寄りの連絡場所】	石川県白山市下柏野町153番地
【電話番号】	076（275）4121
【事務連絡者氏名】	執行役員 総務・経理担当 経理部長 出南 一彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第42期 当第3四半期連結累計期間	第42期 当第3四半期連結会計期間	第41期
	自平成20年4月1日 至平成20年12月31日	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高 (百万円)	61,356	19,446	89,307
経常利益 (百万円)	6,535	1,800	8,497
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,300	924	4,433
純資産額 (百万円)	-	52,776	55,487
総資産額 (百万円)	-	70,356	74,540
1株当たり純資産額 (円)	-	2,364.40	2,441.13
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	147.34	41.43	195.03
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	75.0	74.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,346	-	7,579
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,299	-	8,368
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,799	-	1,774
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	-	11,026	13,108
従業員数 (人)	-	1,432	1,389

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員数であります。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) EIZO Technologies GmbH	Karlsruhe, Germany	25千ユーロ	電子機器の開発・製造・販売	100 (100)	電子機器の開発・製造・販売

(注) 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数になっております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	1,432	[292]
---------	-------	-------

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 臨時従業員数(契約社員、嘱託社員、パートタイマー、派遣社員)は、[]に当第3四半期連結会計期間における臨時従業員数の平均雇用人員を外書きで記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	747	[119]
---------	-----	-------

(注) 1. 従業員数には役員は含めておりません。

2. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であります。

3. 臨時従業員数(契約社員、嘱託社員、パートタイマー、派遣社員)は、[]に当第3四半期会計期間における臨時従業員数の平均雇用人員を外書きで記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	金額(百万円)
コンピュータ用モニター	9,953
アミューズメント用モニター	9,009
その他	475
合計	19,438

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間における受注高及び受注残高を品目別に示すと、次のとおりであります。なお、コンピュータ用モニター及びその他は見込生産を行っております。

品目	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
アミューズメント用モニター	8,327	359

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 受注生産を行っていた一部の「その他」の製品については、第1四半期連結会計期間で受注生産を終了しております。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	金額(百万円)
コンピュータ用モニター	10,036
アミューズメント用モニター	8,085
その他	1,324
合計	19,446

- (注) 1. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	金額(百万円)	総販売実績に対する割合(%)
株式会社ジェイ・ティ	8,450	43.5
AVNET Technology Solutions GmbH	2,562	13.2

2. 上表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

EIZO Technologies GmbHにおける事業譲受

(1) 当社グループは、平成20年11月25日EIZO GmbH（当社100%出資子会社）が設立した100%出資子会社EIZO Technologies GmbHを通じて、産業用モニター、航空管制用モニター、モニター用コントローラーボード等の開発・製造・販売を営むeg-electronic GmbH（ドイツ連邦共和国ヴォルフラーツハウゼン市、以下「EG社」）からモニター及びモニター用コントローラーボード事業を譲受けすることにつき、同社との間で合意いたしました。事業譲受は平成21年2月28日を予定しており、買収価額については約6百万ユーロを予定しております。但し、最終的な買収価額は、譲受時の資産等の状況を踏まえ確定します。また、決済方法は手許資金にて行います。

(2) 事業譲受の目的

当社グループは、平成19年2月のTech Source, Inc.（米国フロリダ州）買収を通じて航空管制（ATC）市場への新規参入を果たしました。続いて同年10月には独シーメンス社から医療市場向けモニター事業を買収し、従前からの当社事業との相乗効果を図ることで、第2次中期経営計画に掲げる「総合メディカルモニターメーカーとして世界のトップ」になる目標に向け、着実に医療市場向け事業の深化・拡大を図ってきております。

こうした取り組みをさらに発展・加速させ、また、産業用モニターという新たな分野への進出と成長機会を捉えるため、当社はEG社より事業買収を行うことといたしました。具体的には以下に掲げる3つの目的を背景としております。

産業用モニター事業の展開

EG社はその機動性に富む商品企画・開発力をベースに、FA用途、車載用途、広告用途といった幅広い分野に向けた産業用モニターを事業として展開しております。当社としましては当該分野への進出を図るとともに、販売や資材購買等、当社グループの持つあらゆるリソースとの相乗効果を通じ同事業の育成・発展を図ってまいります。

ドイツにおけるモニターの開発・生産体制の強化

EG社は、医療市場向けモニターの開発・製造・販売を手がける当社子会社EIZO GmbHとの間でモニター用コントローラーボードを共同で開発し、製造したコントローラーボードをEIZO GmbH宛に納入しております。本買収を通じ、当社グループとしてドイツ国内にてコントローラーボード～モニターを一貫して開発・生産できる体制を構築いたします。

ATC市場向けの販売強化

EG社はATC市場向けモニターの製造・販売を手がけており、欧州の有力なATCベンダーを顧客として有しております。前述のTech Source, Inc.に加え、さらに本買収を行うことでATC市場向け製品のグローバルな販売体制を加速いたします。

(3) 事業譲受の方式

EIZO Technologies GmbHが事業譲受方式にてEG社から当該事業を譲受けする予定です。

(4) 事業譲受の内容

EG社の営む、産業用モニター、航空管制用モニター、及びモニター用コントローラーボード事業。

なお、同事業に所属する従業員50名（平成20年10月31日現在）につきましては、本人の承諾を得たうえで事業譲受日にEIZO Technologies GmbHに移籍する予定です。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機の影響による世界的な景気減速が国内経済にも波及し、円高・株安が企業業績を圧迫するとともに、個人消費も低迷し、景気は後退局面を迎えております。

当社が属するモニター関連市場は、ワイド化の進展、及び利用スタイルの多様化の傾向が引き続き見られましたが、国内外のメーカーによる競争が激化し、また景気の減速も重なり、市場環境の厳しさに拍車がかかっております。

このような状況下、医療市場向けモニターは、主に国内において堅調に推移したものの、汎用モニターでは急速な円高の進展、欧米の景気減速の影響による需要減等により販売が落ち込みました。また、アミューズメント用モニターは、ヒット機種の販売が終息したものの新機種を投入し、概ね計画どおり推移しました。この結果、全体の売上高は、19,446百万円となりました。

利益面については、広告宣伝費等経費の抑制に努めましたが、汎用モニターやアミューズメント用モニターの減収に加え、前連結会計年度より新規連結子会社となったEIZO GmbHののれんの償却等販売費及び一般管理費が増加したこと等により、経常利益は1,800百万円となりました。また、株式市況の悪化に伴う保有株式の評価損計上等により、四半期純利益は924百万円となりました。

製品別売上高の状況は以下のとおりであります。

コンピュータ用モニターの売上高は、10,036百万円となりました。医療市場向けモニターについては、海外では平成19年11月より事業を開始したEIZO GmbHの医療診断装置用モニターの売上が寄与したことに加え、国内では診療報酬制度の改定によるフィルムレス化の流れが加速し、医用画像読影用モニターの販売が好調だったものの、汎用モニターは、急速な円高の進展や、欧米の金融危機に伴う景気減速の影響等による買い控え等の需要減により販売が落ち込みました。

アミューズメント用モニターの売上高は、ヒット機種の販売が終息したものの新機種を投入し、概ね計画どおり推移し、8,085百万円となりました。

その他の売上高は、主に保守契約などのサービス売上が好調であったことにより、1,324百万円となりました。

また、当第3四半期連結会計期間における所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

日本

日本は、医療市場向けの特定用途向けモニターが好調でしたが、景気の減速に伴う需要減等により、汎用モニターの販売が落ち込みました。アミューズメント用モニターはヒット機種が終息したものの新機種を投入し、販売が概ね計画どおり推移しました。以上の結果、売上高は17,922百万円、営業利益は2,709百万円となりました。

欧州

欧州は、汎用モニターの販売が落ち込んだものの、平成19年11月より事業を開始したEIZO GmbHの医療診断装置用モニターの売上が寄与したことに加え、医用画像読影用モニター等の特定用途向けモニターが好調であったことにより、売上高は2,120百万円、営業利益89百万円となりました。

北米

北米は、主に特定用途向けモニターの販売が順調に推移したものの、汎用モニターの販売の落ち込みや在庫調整の影響等により、売上高は791百万円、営業損失は93百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、主に、税引前・減価償却等前四半期純利益2,207百万円（税金等調整前四半期純利益+減価償却費+のれん償却額）を計上しましたが、法人税等の支払があったため、営業活動で獲得したキャッシュは1,295百万円となりました。また、有価証券及び投資有価証券の取得、売却及び償還（純額）によりキャッシュを獲得しましたが、有形及び無形固定資産の取得により、投資活動で使用したキャッシュは5百万円となりました。この結果、営業活動で獲得したキャッシュから投資活動の使用額を差し引いたフリー・キャッシュ・フローは1,289百万円の獲得となりました。

また、配当金の支払があったこと等により、財務活動で使用したキャッシュは、894百万円となりました。

これらの結果、第2四半期連結会計期間末に比べて現金及び現金同等物は111百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末には11,026百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動で獲得したキャッシュは1,295百万円となりました。これは主に税引前・減価償却等前四半期純利益2,207百万円を計上し、運転資金（売上債権、たな卸資産及び仕入債務の増減額）が215百万円減少したものの、法人税等の支払により1,679百万円を使用したことによります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動で使用したキャッシュは5百万円となりました。これは主に有価証券及び投資有価証券の取得、売却及び償還により221百万円（純額）を獲得しましたが、有形及び無形固定資産の設備投資による支出により241百万円を使用したことによります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

配当金の支払により893百万円を使用したこと等により、財務活動で使用したキャッシュは894百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針について

当社は株主全体の利益を保護する観点から、当社株式に対する大規模買付が行われた際に、大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報と十分な時間を提供することを目的として、株主の大量取得行為への対応方針を導入しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社や株主の皆様が利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様が判断に委ねられるべきものであると考えます。

ただ、当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。株主の皆様にとっても、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

つきましては、当社取締役会は、議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付（以下「大規模買付行為」といいます。）に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様が判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきであり、大規模買付行為に関する一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記に記載しているもののほか、以下の取組みを行っております。

当社は、主にコンピュータ用モニター、アミューズメント用モニター等の映像機器及びその関連製品を開発・生産し、国内外へ販売いたしております。当社は「開発創造型企業」として、テクノロジーの可能性を追求し、顧客に新たな価値を認めただけの製品を競合他社に先駆けて創造及び提案し、顧客の満足を得ること、及び当社のステークホルダー（株主・取引先・社員・地域）との高い信頼関係を構築していくことにより、一層の企業の成長を図ることを経営の基本方針としております。

当社は昭和43年設立以来、当社の強みである映像表示技術を活かし、金融市場やアミューズメント市場、医療・グラフィックス市場等の分野においてそれぞれの分野に適した製品を開発することで事業領域を拡大させてまいりました。平成19年2月には新たな事業領域として航空管制市場に参入し、また、医療市場向け事業における当社の商品力・サービス力を飛躍的に向上させるため、モダリティ分野・手術室分野・内視鏡分野について十分なノウハウや技術を有する独シエメンズ社の医療市場向けモニター事業を、平成19年10月31日付けでドイツ連邦共和国内の100%出資子会社EIZO GmbHを通じて譲受けました。今後もこれらの事業領域の成長に加え、当社の固有技術が発揮できる周辺事業を育成することにより、一層の企業価値向上に努めてまいります。

今後当社が一層成長し、企業価値を高めていくために必要とする主要な経営資源・施策は次のとおりであります。これらの経営資源は当社が永年培ってきたもので、競争力の源泉ですが、一層の進化・深化を平成18年度を初年度とする第二次中期経営計画（平成18年1月31日策定、3ヵ年計画）の遂行の中で実現し、会社をさらに強固にしていく考えです。

- イ．顧客ニーズ及び品質と人間工学を徹底的に追求した最先端の製品を提供
- ロ．機構設計、ASIC開発設計、画像処理等のハード技術、ファームウェア、システムソフトウェア等のソフト技術、環境適合や信頼性評価等の周辺技術の深化
- ハ．各製品間で開発、調達、生産、販売、品質管理の全てにおいてシナジーをとった事業プラットフォームを形成
- ニ．資材調達先や国内外の代理店等の販売先をはじめとする取引先との長期的パートナーシップによる安定的なビジネスの推進

株主還元につきましては、当社は従来から株主の皆様への利益の還元が経営上の重要課題のひとつと考えており、会社の成長に応じた安定的な配当を継続的にを行うことを基本方針としてまいりました。今後も、事業拡大のための設備や研究開発投資等に必要となる内部資金の確保、財務状況及び将来の業績等を総合的に勘案しながら株主の皆様へ利益の還元を行ってまいります。

株主への還元率（総還元性向）は、連結当期純利益の30%以上を目標水準とし、それを達成すべく収益基盤の強化に努力してまいります。

上記取組みは、当社グループの価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであるため、上記で述べた会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記で述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成18年4月28日開催の当社取締役会において「当社株式の大量取得行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「原対応方針」といいます。）の導入を決定し、同日付の当社プレスリリースで公表し、同年7月7日開催の当社取締役会において、平成18年6月21日開催の当社第39回定時株主総会で選任された、社外取締役1名を含む当社取締役7名の全員の賛成により、平成19年7月31日までの原対応方針の継続を決定しました。

その後、平成19年4月27日開催の当社取締役会において、平成19年6月21日開催の当社第40回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、原対応方針に代わる新たな当社株式の大量取得行為への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を決定し、本対応方針は当該当社第40回定時株主総会において原案どおり承認可決されました。本対応方針の概要は以下のとおりです。

「当社株式の大量取得行為への対応方針」（本対応方針）の概要

イ．本対応方針の内容

a. 意向表明書の提出

大規模買付者は、大規模買付行為を開始する前に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を当社代表取締役宛に提出するものとします。

b. 必要情報の提供

当社は、a.の意向表明書を受領後10営業日以内に、提案された大規模買付行為の内容について当社株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要となる情報（以下「必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。大規模買付者は、同リストに基づいて必要情報を提出するものとします。

< 必要情報の一般例 >

- ・大規模買付者及びそのグループの概要
- ・大規模買付行為の目的及び内容
- ・当社株式の取得対価の算定根拠及び取得に係る取引及び取得資本の裏付け
- ・当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画等
- ・当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員と当社との関係に関し、買付後に予定する変更の有無及びその内容

* 必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なります。

c. 必要情報の開示

大規模買付行為の提案があった事実、及びb.により提供された必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

d. 取締役会の評価期間

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、評価期間として、60日以内の必要な期間をとり、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、公表します。当該評価期間は評価の難易度に応じて設定しますが、後述口.c.に記載の独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重したうえで、必要に応じて最大90日間まで延長できるものとします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を株主の皆様に表示することもあります。

e. 大規模買付行為の開始

大規模買付行為は、当社取締役会の評価期間経過後にのみ開始されるものとします。

ロ. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

a. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらないものとします。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととします。但し、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は当社株主の皆様利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。なお、当社取締役会は、このような方策を取ることの適否について、後述c.の独立委員会に必ず諮問することとし、その勧告を最大限尊重するものとします。

b. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。この大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されたか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、当社取締役会は、外部の有識者などの助言を得ながら後述c.の独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会決議をもって決定することといたします。対抗措置の具体的内容は、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択します。なお、具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合は、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

c. 独立委員会について

本対応方針において、(i)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、(ii)当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か、及び(iii)対抗措置を発動すべきか否か、の判断にあたっては、その客観性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置いたします。独立委員会は、社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等の中から選任される計3名の独立委員で構成されます。

当社取締役会は上記(i)、(ii)、(iii)を判断するに際しては、独立委員会に諮問することとし、その勧告を最大限尊重するものといたします。

ハ. 株主・投資家に与える影響等

a. 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様利益に資するものであると考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、大規模買付者の動向にはご注意ください。

b. 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

対抗措置発動によって、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除く）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的に対抗措置を取ることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

上記取組みについての取締役会の判断及びその判断にかかる理由

イ．上記 の取組みについての取締役会の判断及びその判断にかかる理由

当社取締役会は、上記 の取組みが、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係に基づくものであり、企業価値ひいては株主価値の向上に資するものと考えます。その結果、当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと判断される大規模買付者が現れる危険性は低減し、基本方針に沿う結果となると考えます。また、上記 の取組みが当社の企業価値ひいては株主価値向上を目的とするものですから、当社の株主価値を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

ロ．上記 の取組みについての取締役会の判断及びその判断にかかる理由

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。本対応方針は、大規模買付者に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を開示していただいた後に、十分な評価期間を経た上で大規模買付行為が開始されるものとしており、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断される際に必要な情報及び期間を確保することを目的としております。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合でも、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと判断される場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動し、株主全体の利益が毀損されることを防止します。このように本対応方針は、上記 で述べた基本方針に沿うものであると考えられます。

さらに本対応方針は、当社株主に対して大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断のために必要な情報を提供することを目的としており、本対応方針によって株主の皆様は必要な情報に基づく適切な判断ができることとなりますから、本対応方針は当社の株主価値を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

また、本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様が判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値ひいては株主価値を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ具体的に規定しており、対抗措置の発動はかかる規定に従って行われます。さらに、対抗措置の発動時などに取締役会に勧告を行う独立委員会の設置など、取締役会の恣意的な判断を防止する仕組みを有しております。このことから、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、1,271百万円であります。なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発の状況に重要な変更はありません。

(5) 流動性及び資金の源泉について

当社グループは研究開発体制の充実・強化、事業活動全体の業務改革の推進及び生産効率化や環境規制への対応を目的に設備投資を行っており、将来にも必要な設備投資は積極的に実施する予定であり、これらの設備資金の需要が発生いたします。また、設備資金を除く当社の主な資金需要は、売上高増加に伴う運転資金や新製品の開発に係る研究開発費の増加、M&Aによる買収資金等であります。

当該資金需要については、営業活動で生み出されたキャッシュ・フローで賄える範囲であると考えております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備の状況に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	65,000,000
計	65,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	22,731,160	22,731,160	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	22,731,160	22,731,160	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	-	22,731,160	-	4,425	-	4,313

(5)【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成21年1月6日付で提出された大量保有報告書に関する変更報告書により平成20年12月22日現在で三菱UFJ信託銀行株式会社他2名が次のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、実質所有株式数の確認ができません。なお、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの大量保有報告書に関する変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社 他2名	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	2,043	8.99

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 409,900	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,317,600	223,176	同上
単元未満株式	普通株式 3,660	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	22,731,160	-	-
総株主の議決権	-	223,176	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数20個が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ナナオ	石川県白山市 下柏野町153番地	409,900	-	409,900	1.80
計	-	409,900	-	409,900	1.80

(注)1. 会社法第155条第7号に基づく単元未満株式の買取請求により、平成20年10月1日から平成20年12月31日において、普通株式15株を取得しております。
2. 当第3四半期会計期間末の自己株式数は、410,004株であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	2,050	2,605	2,610	2,355	2,245	2,225	2,035	1,699	1,595
最低(円)	1,881	2,025	2,230	2,015	1,975	1,870	1,192	1,294	1,390

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

役職の変動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役副社長 最高財務責任者	代表取締役副社長	田邊 農	平成20年8月1日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,628	6,311
受取手形及び売掛金	13,058	12,083
有価証券	5,397	8,392
製品	4,788	4,848
原材料	10,862	8,832
仕掛品	2,535	2,002
その他	2,840	3,157
貸倒引当金	136	63
流動資産合計	45,974	45,565
固定資産		
有形固定資産	10,900	11,443
無形固定資産		
のれん	3,287	4,406
その他	763	1,143
無形固定資産合計	4,051	5,549
投資その他の資産		
投資有価証券	8,265	11,260
その他	1,598	1,152
貸倒引当金	433	431
投資その他の資産合計	9,430	11,981
固定資産合計	24,381	28,974
資産合計	70,356	74,540
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,217	7,378
未払法人税等	701	2,265
賞与引当金	710	1,179
役員賞与引当金	48	95
ソフトウェア受注損失引当金	102	100
製品保証引当金	1,033	1,162
その他	2,767	3,142
流動負債合計	14,582	15,322
固定負債		
退職給付引当金	1,954	1,883
役員退職慰労引当金	105	105
リサイクル費用引当金	918	785
その他	19	956
固定負債合計	2,998	3,729
負債合計	17,580	19,052

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,425	4,425
資本剰余金	4,313	4,313
利益剰余金	45,102	43,604
自己株式	999	2
株主資本合計	52,843	52,341
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,557	3,362
為替換算調整勘定	1,625	216
評価・換算差額等合計	67	3,145
純資産合計	52,776	55,487
負債純資産合計	70,356	74,540

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	61,356
売上原価	43,256
売上総利益	18,100
販売費及び一般管理費	11,313
営業利益	6,787
営業外収益	
受取利息	63
受取配当金	192
その他	61
営業外収益合計	317
営業外費用	
為替差損	459
売上割引	101
その他	8
営業外費用合計	569
経常利益	6,535
特別利益	
投資有価証券売却益	25
特別利益合計	25
特別損失	
固定資産除却損	26
投資有価証券評価損	665
特別損失合計	692
税金等調整前四半期純利益	5,869
法人税、住民税及び事業税	2,288
法人税等調整額	279
法人税等合計	2,568
四半期純利益	3,300

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	19,446
売上原価	13,861
売上総利益	5,585
販売費及び一般管理費	3,548
営業利益	2,037
営業外収益	
受取利息	18
受取配当金	95
その他	19
営業外収益合計	133
営業外費用	
為替差損	298
売上割引	69
その他	2
営業外費用合計	370
経常利益	1,800
特別利益	
投資有価証券売却益	25
ソフトウェア受注損失引当金戻入益	34
特別利益合計	59
特別損失	
固定資産除却損	8
投資有価証券評価損	262
特別損失合計	270
税金等調整前四半期純利益	1,589
法人税、住民税及び事業税	478
法人税等調整額	185
法人税等合計	664
四半期純利益	924

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	5,869
減価償却費	1,562
のれん償却額	330
引当金の増減額(は減少)	277
売上債権の増減額(は増加)	1,353
たな卸資産の増減額(は増加)	3,269
仕入債務の増減額(は減少)	2,081
その他	971
小計	5,915
利息及び配当金の受取額	257
法人税等の支払額	3,825
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,346
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形及び無形固定資産の取得による支出	1,147
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	4,396
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	4,422
その他	177
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,299
財務活動によるキャッシュ・フロー	
自己株式の取得による支出	997
配当金の支払額	1,802
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,799
現金及び現金同等物に係る換算差額	330
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,081
現金及び現金同等物の期首残高	13,108
現金及び現金同等物の四半期末残高	11,026

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第3四半期連結会計期間より、EIZO Technologies GmbHを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 13社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 製品・仕掛品については、従来、主として総平均法による原価法、原材料については主として移動平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、製品・仕掛品については主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、原材料については主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度決算において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用して一般債権の貸倒見積高を算定しております。
たな卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末における棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し前連結会計年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
(有形固定資産の耐用年数の変更) 当社及び国内連結子会社の機械装置については、従来、耐用年数を10年としておりましたが、第1四半期連結会計期間より7年に変更しました。 この変更は、法人税法の改正を契機として利用状況等を見直したことによるものであります。これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ83百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額は、11,736百万円であります。	有形固定資産の減価償却累計額は、11,031百万円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。 給与、賞与及び諸手当 2,580百万円 賞与引当金繰入額 172 研究開発費 3,752
当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。 給与、賞与及び諸手当 726百万円 賞与引当金繰入額 125 研究開発費 1,197

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	
現金及び預金勘定	6,628百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	100
有価証券	4,498
現金及び現金同等物	11,026

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

当第3四半期連結会計期間末 株式数(株)	
発行済株式	
普通株式	22,731,160
自己株式	
普通株式	410,004

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	909百万円	40円	平成20年3月31日	平成20年6月5日	利益剰余金
平成20年10月30日 取締役会	普通株式	892百万円	40円	平成20年9月30日	平成20年12月1日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当社グループは、映像機器及びその関連製品の開発・生産・販売を主たる事業としており、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の合計に占める当該事業の割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を行っておりません。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	北米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	17,922	2,120	791	20,834	1,387	19,446
営業利益 (は損失)	2,709	89	93	2,705	667	2,037

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	北米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	55,398	7,951	2,635	65,984	4,628	61,356
営業利益 (は損失)	8,963	251	31	8,743	1,956	6,787

(注) 1. 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。

(1) 欧州：ドイツ、スイス、スウェーデン

(2) 北米：アメリカ合衆国

2. 追加情報

「追加情報」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より当社及び国内連結子会社の機械装置の耐用年数を変更しております。これにより、当第3四半期連結累計期間の「日本」の営業利益は83百万円減少しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）

	欧州	北米	その他	計
海外売上高（百万円）	5,430	770	311	6,512
連結売上高（百万円）	-	-	-	19,446
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	27.9	4.0	1.6	33.5

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

	欧州	北米	その他	計
海外売上高（百万円）	17,979	2,563	1,517	22,060
連結売上高（百万円）	-	-	-	61,356
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	29.3	4.2	2.5	36.0

（注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2．各区分に属する主な国又は地域

(1) 欧州.....ドイツ、イギリス、スイス、スウェーデン等

(2) 北米.....アメリカ合衆国、カナダ

(3) その他...香港、台湾、シンガポール、大韓民国等

3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

（有価証券関係）

有価証券は事業の運営における重要性が低いため、記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

デリバティブ取引の当第3四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 2,364円40銭	1株当たり純資産額 2,441円13銭

2. 1株当たり四半期純利益金額

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 147円34銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 41円43銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期純利益金額(百万円)	3,300	924
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	3,300	924
普通株式の期中平均株式数(千株)	22,402	22,321

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第3四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成20年10月30日開催の取締役会において、平成20年9月30日を基準日とする剰余金の配当(中間配当)に関し、次のとおり決議しました。

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 剰余金の配当(中間配当)による配当の総額 | 892百万円 |
| (2) 1株当たりの金額 | 40円 |
| (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 | 平成20年12月1日 |

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名義に記載又は記録された株主に対し支払を行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月 5日

株式会社ナナオ
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 修己 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 上坂 健司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナナオの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ナナオ及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。